

障がい者手帳を お持ちの皆様へ



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次の場合、「届け出」や「再交付申請」が必要になります。お手持ちの障がい者手帳を確認し、早めの手続きをお願いします。

【届け出が必要なもの】

- ①氏名に変更があった時
- ②同じ市町村内での住所変更
- ③他の市町村からの転入
- ④お亡くなりになられた方の古い手帳があるとき

【再交付申請が必要なもの】

- ①何かの事情で同じ種類の障がい者手帳を2冊お持ちのとき
- ・番号の違う2冊の手帳
- ・「障害名」「住所」など内容の違う2冊の手帳

【次の時も連絡してください】

- ①障害程度等が変わったとき
- ②手帳を紛失したとき
- ③手帳の汚れ、破損で文字や顔写真が不鮮明なとき

【届け出・問い合わせ先】

- ・保健福祉課障がい者福祉係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111
- ・熊石総合支所住民サービス課保健福祉係
☎01398-2-3111

「八雲町障害者指定特定 相談支援事業所」の紹介

☆指定特定相談支援事業所とは…？

障がいのある方やご家族、地域の方たち、様々な困り事や悩み事を伺い、解決方法を一緒に探します。また、障害福祉サービスを利用される方のサービス等利用計画などを作成します。

※障害福祉サービスの利用には、「サービス等利用計画など」が必要です。

☆サービス等利用計画とは…？

利用者の課題解決や、適切な障害福祉サービス等の利用を支援するために作成するものです。計画書には、本人の目標や課題、援助の方針、利用する福祉サービス等が記載されます。

☆料金は…？

相談や計画作成の利用者の負担はありません。

【八雲町障害者指定特定相談支援事業所】

- シルバープラザ内
(保健福祉課障がい者福祉係)
☎0137-64-2111
- ☎0137-63-4411

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回は平成28年3月末（平成27年7～12月診療分）に発行します。

新たに発行を希望の方はご連絡ください

- すでに「発行希望」の連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度の連絡は必要ありません。
 - 医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをする必要はありません。
- ※医療費通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ先

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112
- ・熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111